



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 27 日 (火)
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（6）（県民課）・・・・・・・・・・ 4 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （7）（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する 規則（8）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則（9）（財源確保推進課）・・・・・・ 13 鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則（10）（自治振興課）・・・・・・ 16
◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 （2）（特別支援教育課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県情報公開条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 特定出資法人が保有する文書の提出要請書に記載する事項等を定める。
- (2) 特定出資法人が保有する文書の提出要請ができることになったことに伴い、所要の様式の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

保存期間が満了した簿冊の廃棄について、県民が意見を述べるができることとする。

2 規則の概要

- (1) 実施機関は、保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、その簿冊について、次の事項を公表するものとする。
 - ア 名称
 - イ 保存期間
 - ウ 廃棄の日
 - エ 作成日
 - オ 記録媒体の種別
- (2) 保存期間が満了した簿冊の廃棄について異議がある者は、実施機関に対し、その簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県と鳥取市が設立する公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項については、県と鳥取市が設置した新生公立鳥取環境大学運営協議会において定められることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の対象となる地方独立行政法人から公立大学法人鳥取環境大学を除く。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

行政財産である建物及びその附帯施設について貸付けを行うことに伴い、その手続等を定める。

2 規則の概要

- (1) 行政財産である建物及びその付帯施設の貸付けを行う場合の手続、貸付期間、貸付料の納付等については、普通財産又は行政財産である土地の貸付けと同様とする。
- (2) 行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けのうち、軽易なものに係る事務手続については、財源確保推進課長の関連審査を要しないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村の自主的な行政運営に資するため、市町村交付金の対象事業を見直す。

2 規則の概要

(1) 次のとおり市町村交付金の対象事業を拡大する。

ア 住民が主体の地域の振興等につながる活動に要する経費について、新たな活動に限らないこととする。

イ 県内と県外の住民との交流を通じ、地域の活性化を促進する活動に要する経費について、中山間地域以外の地域に係るものも対象とする。

ウ 次の事業を対象事業に加える。

(ア) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費

(イ) 男女共同参画を推進する男女共同参画推進員の設置に要する経費

(ウ) 市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 6 号

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示の実施等)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 公文書の写しの交付部数は、開示請求 1 件につき <u>1</u> とする。</p> <p>3 略</p> <p>(費用負担の額)</p> <p>第 8 条 略</p> <p><u>(特定出資法人が保有する文書の提出要請)</u></p> <p>第 9 条 <u>条例第33条の 3 第 2 項の要請書は、特定出資法人が保有する文書の提出要請書(様式第10号)のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>条例第33条の 3 第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、開示の方法とする。</u></p> <p>(指針の公表)</p> <p>第10条 略</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第11条 略</p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">決定期間延長通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<p>(開示の実施等)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 公文書の写しの交付部数は、開示請求 1 件につき <u>1 部</u> とする。</p> <p>3 略</p> <p>(費用負担の額)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>(指針の公表)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第10条 略</p> <p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: center;">決定期間延長通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p>

年 月 日付けで請求(提出の要請)があ
った公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文
書の開示)について、鳥取県情報公開条例第7条第
2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しま
したので通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求(提出の要請)があ
った公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文
書の開示)については、鳥取県情報公開条例第7条
第1項の規定により、次のとおりその全部を開示す
ることに決定しましたので、同条第3項の規定によ
り通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略

様式第4号(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求(提出の要請)があ
った公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文
書の開示)については、鳥取県情報公開条例第7条
第1項の規定により、次のとおりその一部を開示す
ることに決定しましたので、同条第3項の規定によ

年 月 日付けで請求があった公文書の開
示請求について、鳥取県情報公開条例第7条第2項
の規定により、次のとおり決定期間を延長しました
ので通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求があった公文書の開
示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1
項の規定により、次のとおりその全部を開示するこ
とに決定しましたので、同条第3項の規定により通
知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略

様式第4号(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求があった公文書の開
示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1
項の規定により、次のとおりその一部を開示するこ
とに決定しましたので、同条第3項の規定により通
知します。

り通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略
(教示) 略

様式第5号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求(提出の要請)があった公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文書)については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略
(教示) 略

様式第7号(第3条関係)

公文書不存在決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求(提出の要請)があった公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文書)については、次のとおり(提出を拒まれ)その公文書(文書)を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略
(教示) 略

様式第5号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求があった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略
(教示) 略

様式第7号(第3条関係)

公文書不存在決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求があった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> <p>(教示) 略</p> <p>様式第8号 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">決定期間特例延長通知書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日付けで請求(提出の要請)があ った公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文 書の開示)については、鳥取県情報公開条例第7条 第4項(第5項)の規定により、次のとおり決定期 間を延長しましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-top: 10px; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p>	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-bottom: 5px; padding: 2px;">略</div> <p>(教示) 略</p> <p>様式第8号 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">決定期間特例延長通知書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>年 月 日付けで請求があった公文書の開 示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第4 項(第5項)の規定により、次のとおり決定期間を 延長しましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-top: 10px; padding: 2px;">略</div> <p>備考 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号 (第9条関係)

特定出資法人が保有する文書の提出要請書

職 氏 名 様

特定出資法人が保有する文書の開示を受けたいので、鳥取県情報公開条例第33条の3第1項の規定により、次のとおり提出の要請をします。

年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号) 自 宅

勤務先

特定出資法人の 名称	
文書の件名又は 内容	
開 示 の 方 法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付 (送付の希望の有無 有・無) (3) 視 聴
希 望 する 写 し の 交 付 の 方 法	(1) 用紙に複写したものの交付 (2) CD-Rに複写したものの交付 (3) その他の物品 () に複写したものの交付 (4) 電子メールによる送信
※受付年月日	年 月 日
※担 当 課	
備 考	

注1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 特定出資法人から受けた開示決定等の通知の写しを添付してください。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則（平成23年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（簿冊の廃棄）</u></p> <p><u>第4条 実施機関は、条例第9条第1項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、当該簿冊について、次に掲げる事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>（1） 名称</u></p> <p><u>（2） 保存期間</u></p> <p><u>（3） 廃棄の日</u></p> <p><u>（4） 作成日</u></p> <p><u>（5） 記録媒体の種別</u></p> <p><u>2 前項の簿冊の廃棄について異議がある者は、実施機関に対し、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求めることができる。</u></p> <p><u>3 実施機関は、前項の異議があった場合において条例第9条第2項の規定により協議するときは、その旨を館長に伝えるものとする。</u></p> <p>（特定歴史公文書等の利用請求）</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>（利用請求に対する決定等）</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知事項）</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>（特定歴史公文書等の利用の方法）</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>（費用負担の額）</p> <p><u>第9条 略</u></p>	<p>（特定歴史公文書等の利用請求）</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>（利用請求に対する決定等）</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知事項）</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>（特定歴史公文書等の利用の方法）</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>（費用負担の額）</p> <p><u>第8条 略</u></p>

(特定歴史公文書等の館外持出し等の禁止)

第10条 略

(特定歴史公文書等の廃棄)

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立公文書館管理規則の廃止)

2 略

(経過措置)

3 廃止前の鳥取県立公文書館管理規則第3条の規定により提出された申込書は、第5条第1項の規定により出された請求書とみなす。

別表 (第9条関係)

略

備考 略

様式第1号 (第5条関係)

特定歴史公文書等閲覧 (視聴) 請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の閲覧 (視聴) を請求します。

年 月 日

請求者 住所
氏名

略

注 略

様式第2号 (第5条関係)

特定歴史公文書等複写等請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の写しの交付等を請求します。

(特定歴史公文書等の館外持出し等の禁止)

第9条 略

(特定歴史公文書等の廃棄)

第10条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立公文書館管理規則の廃止)

2 略

(経過措置)

3 廃止前の鳥取県立公文書館管理規則第3条の規定により提出された申込書は、第4条第1項の規定により出された請求書とみなす。

別表 (第8条関係)

略

備考 略

様式第1号 (第4条関係)

特定歴史公文書等閲覧 (視聴) 請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の閲覧 (視聴) を請求します。

年 月 日

請求者 住所
氏名

略

注 略

様式第2号 (第4条関係)

特定歴史公文書等複写等請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の写しの交付等を請求します。

年 月 日 請求者 住所 氏名 連絡先 (電話番号)	年 月 日 請求者 住所 氏名 連絡先 (電話番号)
略	略
注 略	注 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人（ <u>鳥取県及び鳥取市が設立する公立大学法人鳥取環境大学を除く。</u> 以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、鳥取県が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用許可)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長等は、使用許可（別に定める軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(使用許可内容の変更の承認)</p> <p>第13条 行政財産の<u>使用許可を受けた者</u>は、使用許可を受けた内容（以下「使用許可内容」という。）を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(公有財産の貸付け)</p> <p>第17条 公有財産を借り受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長等は、使用許可（<u>総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所に係るものうち、軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く。</u>）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）、財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(使用許可内容の変更の承認)</p> <p>第13条 行政財産の<u>使用者</u>は、使用許可を受けた内容（以下「使用許可内容」という。）を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書をあらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(公有財産の貸付け)</p> <p>第17条 公有財産（<u>行政財産にあっては、土地に限る。以下この節において同じ。</u>）を借り受けようと</p>

<p>請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（別に定める軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>公有財産を借り受けようとする者の住所及び氏名</u></p> <p>(11)及び(12) 略</p> <p>4 略</p> <p>(借受内容の変更)</p> <p>第19条 <u>公有財産を借り受けた者（以下「借受者」という。）</u>は、借受内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を、変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(貸付料の納付)</p> <p>第20条 <u>借受者</u>は、その貸付料として知事が別に定める基準により算定した額を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(遅延利息)</p> <p>第21条 <u>借受者</u>は、貸付料の納付期日後に貸付料を納付する場合には、遅延利息を納付しなければ</p>	<p>する者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の貸付け（<u>総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所に係るものうち、</u>軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、電子申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を添付して（電磁的記録を添付することができないときは、関連文書を提出して）財源確保推進課長の関連審査を受けなければならない。ただし、同システムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>借受者の住所及び氏名</u></p> <p>(11)及び(12) 略</p> <p>4 略</p> <p>(借受内容の変更)</p> <p>第19条 <u>公有財産の借受者</u>は、借受内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書を、変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(貸付料の納付)</p> <p>第20条 <u>公有財産の借受者</u>は、その貸付料として知事が別に定める基準により算定した額を納付しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(遅延利息)</p> <p>第21条 <u>公有財産の借受者</u>は、貸付料の納付期日後に貸付料を納付する場合には、遅延利息を納付</p>
---	--

<p>ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原形の回復)</p> <p>第22条 知事は、借受者が第19条第3項の規定による承認を受けないで借受財産の用途又は原形の変更をしたときは、3月以内において相当の期限を定め、指定した用途又は原形に復するよう催告しなければならない。</p> <p>2 知事は、借受者が前項の催告を履行しないときは、直ちに公有財産の貸付契約を解除するとともに必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(原形の回復)</p> <p>第22条 知事は、<u>公有財産</u>の借受者が第19条第3項の規定による承認を受けないで借受財産の用途又は原形の変更をしたときは、3月以内において相当の期限を定め、指定した用途又は原形に復するよう催告しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>公有財産</u>の借受者が前項の催告を履行しないときは、直ちに公有財産の貸付契約を解除するとともに必要な措置をとらなければならない。</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 観光・交流の推進 (1) 県内と県外の住民の交流を通じ、<u>地域の活性化</u>を促進する活動に要する経費</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>再生可能エネルギー</u>の導入促進 個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う<u>再生可能エネルギー</u>の導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への<u>再生可能エネルギー</u>導入に要する経費</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 人権尊重の社会づくりの推進 (1)～(3) 略 (4) <u>人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費</u> (5) <u>男女共同参画を推進する男女共同参画推進員の設置に要する経費</u></p> <p>8 略</p> <p>9 <u>市町村の自主的な行政運営</u> <u>前各項に掲げるもののほか、市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費</u></p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる<u>新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）</u>に要する経費</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 観光・交流の推進 (1) 県内<u>農山漁村</u>と県外の住民の交流を通じ、<u>中山間地域活性化</u>を促進する活動に要する経費</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>自然エネルギー</u>の導入促進 個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う<u>新エネルギー</u>の導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への<u>新エネルギー</u>導入に要する経費</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 人権尊重の社会づくりの推進 (1)～(3) 略</p> <p>8 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
 (施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する市町村交付金について適用し、同日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(学校の課程等)</p> <p>第3条 学校の名称、課程、部科、学科、修業年限、 収容定員及び所在地並びに特別支援学校が教育の対 象とする障がい種別(以下「<u>障がい種別</u>」とい う。)は別表のとおりとする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第4条 <u>学校の通学区域は、県全域とする。ただし、 次の各号に掲げる学校及び学科の通学区域は、県全 域及び当該各号に定める区域とする。</u></p> <p>(1) <u>鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育 委員会規則第10号)別表の右欄に掲げる学校及び 学科 それぞれ同表の左欄に掲げる指定地域の区 域</u></p> <p>(2) <u>特別支援学校 県外の区域のうち、教育委員 会が特別な事情があると認めた者が居住する区域</u></p> <p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず教育長に届け出 て、学期を次のとおりにすることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た<u>学校</u>にあつて</p>	<p>(学校の課程等)</p> <p>第3条 学校の名称、課程、部科、学科、修業年限、 収容定員及び所在地並びに特別支援学校が教育の対 象とする障害種別(以下「<u>障害種別</u>」という。)は 別表のとおりとする。</p> <p>(高等学校の通学区域)</p> <p>第4条 <u>高等学校の通学区域は、県全域とする。た だし、鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委 員会規則第10号)第13条第2項第2号に該当して志 願し、高等学校に入学した生徒の通学区域につい ては、この限りでない。</u></p> <p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>高等学校の</u>校長は、前項の規定にかかわらず教育 長に届け出て、学期を次のとおりにすることができ る。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た<u>高等学校</u>にあつ</p>

は、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。

3～5 略

別表（第3条関係）

1 略

2 特別支援学校

名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取盲学校	視覚障がい	略			
鳥取聾学校	聴覚障がい	略			
鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障がい	略			
略					
白兔養護学校	知的障がい	略			
倉吉養護学校	知的障がい・肢体不自由	略			
略					
米子養護学校	知的障がい	略			

ては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。

3～5 略

別表（第3条関係）

1 略

2 特別支援学校

名称	障害種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取盲学校	視覚障害	略			
鳥取聾学校	聴覚障害	略			
鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障害	略			
略					
白兔養護学校	知的障害	略			
倉吉養護学校	知的障害・肢体不自由	略			
略					
米子養護学校	知的障害	略			

備考 改正部分は、下線の部分である。

（鳥取県立特別支援学校学則の一部改正）

第2条 鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（学期）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>（1）第1学期 4月1日から9月30日まで</p> <p>（2）第2学期 10月1日から翌年3月31日まで</p>	<p>（学期）</p> <p>第3条 略</p>

(休業日)

第4条 略

2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は前項の休業日を変更することができる。

(第1学年への入学)

第17条 略

2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当する者が行うことができる。

(1) 県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む。)

(2) 教育委員会が特別な事情があると認めた者

3 略

(再入学)

第20条 校長は、再入学を希望する者がある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の取得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下この条から第26条までにおいて同じ。)が県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、生徒が県内に居住していない場合であって、保護者が生徒と同居しているときは、この限りでない。

2及び3 略

様式第3号(第17条、第18条-第20条、第28条関係)

編	転	再	入 学 志 願 書	
略				
入学希望の 部科名及び 学年又は学 級	高等部	普通科	単一障がい学級	
			・重複障がい学級・訪問学級	
略				

(休業日)

第4条 略

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

(第1学年への入学)

第17条 略

2 略

(再入学)

第20条 校長は、退学後1年を経過しない者で再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の取得した単位に応じて、相当学年に入学させることができる。

第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下この条から第26条までにおいて同じ。)が鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、保護者が県内に居住していない生徒のうち、保護者と同一住所に居住しているものについては、この限りでない。

2及び3 略

様式第3号(第17条、第18条-第20条、第28条関係)

編	転	再	入 学 志 願 書		
略					
入学希望の 部科名及び 学年又は学 級	高等部	普通科	単一障害学級・		
			重複障害学級・訪問学級		
略					

様式第8号（第24条関係）

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住所
生徒 氏 名

上記のとおり誓約を守らせ、保護者としての責任を果たすとともに、給食、教材等の費用の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

住所
生徒との続柄
保護者 氏 名 (印)

上記生徒に誓約を守らせ、保証人としての責任を果たすことを誓います。

住所
生徒との続柄
保証人 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

備考1 保証人は、保護者が県内に居住していない場合のみ記入する。ただし、保護者が生徒と同居している場合は、記入しない。

- 2 保証人は、県内に居住する成年者に限る。
- 3 略

様式第9号（第25条関係）

1 保護者の場合

誓 約 書

このたび新しく貴校 部（科）第 学年生徒 の保護者となりましたので、保護者としての責任を果たすとともに、給食、教材等の費用の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

住所
生徒との続柄
保護者 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

様式第8号（第24条関係）

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住所
生徒 氏 名

上記のとおり誓約を守らせ、保護者及び保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住所
生徒との続柄
保護者 氏 名 (印)

住所
生徒との続柄
保証人 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

備考1 保証人は、県内に居住する者に限る。

- 2 保護者は、保証人となることができる。
- 3 略

様式第9号（第25条関係）

誓 約 書

このたび新しく貴校 部（科）第 学年生徒 の保護者 （保証人） となりましたので、保護者（保証人）としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住所
生徒との続柄
保護者 （保証人） 氏 名 (印)

鳥取県立 学校長 様

<p>備考 略</p> <p><u>2 保証人の場合</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">誓 約 書</p><p>このたび新しく貴校 部（科）第 学年生徒 の保証人となりましたので、保証人としての責任を果たすことを誓います。</p><p>年 月 日</p><p style="text-align: center;">住所</p><p style="text-align: center;">生徒との続柄</p><p style="text-align: center;">保証人 氏 名 (印)</p><p>鳥取県立 学校長 様</p></div> <p>備考 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>備考 略</p>
---	-------------

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。